

# 総務市民委員会 会議録

=====  
日 時 令和元年6月13日（木曜日）  
午前9時59分開会 午前10時53分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 議案第75号 土浦市火災予防条例の一部改正について
    - (2) 議案第76号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
    - (3) 議案第77号 令和元年度土浦市一般会計補正予算（第3回）～歳入全部、歳出中第8款（消防費）
  - 4 報告事項
    - 高度処理型浄化槽設置補助制度の変更について
  - 5 その他
    - (1) 各種委員会等委員の選出
    - (2) その他
  - 6 閉 会
- 

## 出席委員（8名）

委員長	島岡	宏明
副委員長	今野	貴子
委 員	久松	猛
委 員	吉田	博史
委 員	吉田	千鶴子
委 員	海老原	一郎
委 員	柴原	伊一郎
委 員	篠塚	昌毅

---

## 欠席委員（0名）

---

説明のため出席した者（26名）

市長公室長	船 沢	一 郎
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	小松澤	文 雄
議会事務局長	塚 本	哲 生
消防長	飯 村	甚
消防次長	塩ノ谷	秀 雄
秘書課長	細 野	賢 司
政策企画課長	山 口	正 通
財政課長	佐 藤	亨
広報広聴課長	羽 成	健 之
総務課長（選挙管理委員会書記次長）	真 家	達 成
人事課長	今 野	修
管財課長	渡 辺	善 弘
課税課長	羽 成	信 明
納税課長	大 橋	博
市民活動課長	飯 泉	貴 史
生活安全課長	坂 本	英 宣
市民課長	佐 野	善 則
環境保全課長	佐 賀	憲 一
環境衛生課長	五 来	顕
会計管理者	根 本	陽 一
議会事務局次長	川 上	勇 二
監査事務局長	武 藤	義 隆
消防総務課長	嶋 田	邦 彦
予防課長	谷田貝	修
警防救急課長	岩 松	克 彦

---

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

---

傍聴者（なし）

---

○**島岡委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。

まず、委員会の服装ですが、クールビズが実施されておりますので、軽装で行うことといたしますので、上着は脱いでいただいて結構です。

それでは、協議事項に付託された議案の審査に入ります。議案第75号土浦市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**谷田貝予防課長** 1ページをお願いします。土浦市火災予防条例の一部改正について。

1. 一部改正の理由ですが、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、土浦市火災予防条例の一部を改正するものでございます。2. 改正概要ですが、(1) 避雷設備に関する事項では、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格に、それぞれ改められたことに伴い名称の改正を行うものでございます。(2) 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項では、延べ床面積が300平方メートル未満である特定小規模施設（ホテル、グループホーム、民泊施設等で住居部分が存するもの）において、住居部分にも特定小規模自動火災報知設備を設置した場合の免除要件を追加するもの等でございます。3. 施行日ですが、(1) については、令和元年7月1日。(2) については、公布の日でございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第75号土浦市火災予防条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第75号土浦市火災予防条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第76号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**真家選挙管理委員会書記次長** 議案第76号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。1. 改正の趣旨でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が5月15日付で一部改正されたことに伴いまして、特別職非常勤職員であります選挙に関わる選挙長や開票管理者、投票立会人などの報酬額が引き上げられますことから、本市の特別職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。2. 改正の内容でございますが、表のとおり、日額報酬を100円から200円増額するものでございます。3. 施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第76号土浦市特別職の職にある者の報

酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第76号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第77号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第3回）～歳入全部、歳出中第8款（消防費）を議題といたします。

まず、歳入について執行部より説明を願います。

○**佐藤財政課長** 令和元年度土浦市一般会計補正予算、歳入全部を説明させていただきます。4ページ、5ページ、6ページで説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。まず、左上上段でございますが、議案第77号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第3回）第1表歳入歳出予算補正、歳入となっておりますが、上段につきましては、今回の補正予算の歳入につきましてもでございます。国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入を補正させていただき、合計で1億1,838万5,000円を追加させていただくというものでございます。その下から内容について説明させていただきます。中段ですが、16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。こちらにつきましては、9節の介護保険事業費負担金。低所得者保険料軽減負担金でございます。こちらにつきましては、消費税の引き上げ、今般10月に引き上げに伴いまして、介護保険の第1被保険者の低所得者ということで、第1、第2、第3段階。こちらにつきましては、生活保護世帯や非課税世帯等の低所得者世帯であります。保険料軽減が行われることから、軽減に対する国庫負担金。こちら2分の1でございますが、補正させていただくというものでございます。国の正式通知これが3月末に来たことから、今回6月補正となるものでございます。歳出につきましては、保険料軽減に必要な介護保険特別会計の一般会計の繰出金といたしまして、6,058万9,000円。こちらでございますが、年間見込額ということで8,452万1,000円。こちらが第1、第2、第3段階に対する軽減に必要な額と。その下、当初予算額とありますが、こちらは、平成27年度からすでに第1段階につきましては、軽減がありましたことから、当初予算では2,393万2,000円を当初予算で計上しておりまして、その差額、補正額とありますが、6,058万9,000円を歳出補正するものでございまして、その下、歳入でございますが、その2分の1の3,029万5,000円を補正増とするものでして、従いまして右下のとおり、国庫負担金、同額計上させていただくというものでございます。その下4ページ16款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。こちらは2目の民生費国庫補助金でございまして、4節母子家庭等対策総合支援事業費補助金でございまして、こちらは未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金補助金というものでございます。こちらにつきましては、児童扶養手当を受給している未婚の結婚していない1人親に支給される臨時・特別給付金と。こちら国の方から支給されるものでございまして、1万7,500円を支給されるというものでございます。こちらに対して給付金。あと事務費に対して10分の10の国庫補助が配分されるとい

うものでございます。こちらは4月に制度が決定されたことによりまして、6月補正とさせていただきますところでございます。歳出につきましては、システム改修料や事務費など、それから補助金ということで、こちらは先ほど申しあげました1人あたり1万7,500円で、160人を見込みまして280万円ということで、合計しまして316万6,000円でございます。従いまして歳入につきましては、その10分の10の額を歳入補正するものでございます。補正内容につきましては、国庫補助金316万6,000円の補正をするものでございます。続きまして5ページをお願いします。17款県支出金でございます。1項の県負担金、1目民生費負担金でございます。こちらは4節介護保険事業費負担金の低所得者保険料の軽減負担金ということで。こちらは国庫負担金にもございましたが、同様の内容で第1段階から第3段階の保険料の軽減に対する県分の負担金。こちら4分の1というものでございます。歳出につきましては、同様に6,058万9,000円の繰出金について、左下歳入につきましては、その4分の1ということで、県分の県負担金1,514万7,000円を補正するものでございます。その下17款の県支出金でございますが、2項県補助金でございます。2目民生費県補助金、4節老人福祉費補助金、地域包括ケアシステム推進基盤整備事業費補助金でございます。こちらにつきましては、開設や従業員増により事業を拡充した訪問看護事業所に対する事業費補助金でございます。こちらにつきましては、本県は他県に比べて訪問介護事業所が少ないというデータがあるということで、県と市と協調補助によりまして、新規拡充する訪問介護事業に資する補助金を交付するというものでございます。県補助金2分の1ということでございます。その下対象事業者でございますが、田中3丁目のウララ訪問看護リハビリテーションでございます。こちら訪問看護事業所でございます。その下点の3つ目でございますが、従業員数を11人から13人と。2名事業拡充する計画がございますことから補助の対象となっております。歳出につきましては、軽自動車の購入を行うということで、県が2分の1、市が4分の1負担するものでございます。120万9,000円の軽自動車1台分の歳出につきましては、県分の60万4,000円、市分30万2,000円。合計90万6,000円を市から事業所に補助するものでございます。歳入につきましては、2分の1、60万4,000円の県分が県補助金として配分されるというものでございます。その下5節でございます。児童福祉費補助金で多子世帯保育料軽減事業費補助金でございます。多子世帯、3人以上のお子さんがある場合、多子世帯となりますが、保険料軽減制度を活用して、第3子以降3歳未満児を完全無償化となっております。こちら、現行は所得制限がございましたところ、所得制限を無しとしたことで、完全無償化というものでございます。それに対して県補助金は2分の1でございます。こちらにつきましては、2月中旬に当初予算編成終了後に県から通知があったために6月補正で対応するというものでございます。歳出につきましては、補助金でございます。4,316万8,000円。延べで1,661人が対象の利用数でございます。年間見込額は4,316万8,000円。同額でございますが、当初予算の見込んでいた2,634万4,000円の差額分。1,682万4,000円を補正しまして、その半分、2分の1の841万2,000円が県補助金として

歳入されるというものでございます。続きまして、6ページをおめくりください。21款繰越金でございます。こちらにつきましては、真ん中の黒丸にもありますとおり、今回の一般会計補正予算につきまして、歳出が歳入を上回っておりますので、その一般財源の不足分に繰越金を充当するというものでございまして、歳入を受けて6,214万9,000円について、歳出が1億1,838万5,000円あったということから、この差額分5,623万6,000円を繰越金として充当するというものでございます。

22款諸収入でございます。4項受託事業収入となっております。こちら2目商工費の受託事業収入でございまして、1節の広域サイクルーズの運航業務受託金収入でございます。こちらは、本市が、県・潮来市・行方市と共同で行います。玉里港、潮来港に運航するという広域サイクルーズでございますが、土浦市が一括してラクスマリーナに運航委託をしている経費でございますけれども、県、各市から受託を受けて事業を行うというものでございます。それぞれの受託金を各市にあります。県が200万。潮来が50万。行方も同額50万ということで、計300万ということでございます。現在県、各市の予算確定を受けて4月に土浦市を含めた4者による仮協定を組んでおりまして、今般6月補正を計上させていただき、ご承認をいただいたのちに、県、各市と本協定に移行するというものでございます。歳出のサイクルーズ運航委託金でございますが、こちら委託料。前期、後期と分かれています。前期、後期とも同じクルーズに土浦のラクスマリーナと委託というものでございますが、前期は4月から8月、後期は9月から3月の合計年19回実施を計画しているものでございまして、委託料500万の予算計上でございます。歳入につきましては、先ほど申し上げたとおり、県、潮来市、行方市からの受ける受託金300万円を受託金収入として補正するものでございます。

一番下22款諸収入でございます。5項雑入でございますが、こちら7節ということで、消防団員退職報酬金受入金でございます。上の黒丸でございますが、当初予算編成後に当初想定していた退職者、さらに6名の退職者が増えたということで、総退職者が36名から42名に増えたということで、当初予算で計上していた退職報償金プラス6名分について、消防団員の公務災害等共済基金から退職金代として受け入れるものが増えたということでございます。こちら10分の10で歳入されるものでございます。一部市負担というものもございまして、のちほど説明いたします。歳出につきましては報償金、報償費。こちらは退職報償金でございまして、155万円でございます。退職報償金6名分、本部員1名、部長1名、団員4名分でございます。歳入につきましては、その退職金報償金の受入金152万5,000円でございます。こちらは、米印にもありますが、退職報償金が155万円。受入金が152万5,000円。差額が2万5,000円少なくなっております。こちらについては共済基金につきましては、市の条例で規定している本部員の規定がないことから、本部員の規定につきましては2万5,000円少なくなっているというものでございます。こちらの差額があることから歳入歳出で差額が生じているということでございます。なお、差額分につきましては、一般財源から補って、市の条例規定によって退職報償金は予定通り支給するというものでございます。歳入全部についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

○海老原委員 昨日、文教厚生委員会の傍聴に行ったんだけど。国庫支出金と県支出金。国庫民生費負担金並びに県民生費負担金。これについての内訳が、文教厚生は内訳があるんだけど。所管が違うからかもしれないけども。データとして取り入れてもらったらいいのかなと。もう1点は、やはり文教厚生委員会の中で17款かな。ウララ訪問看護リハビリステーションの従業員数。あるよね。やっぱり文教厚生委員会の中で従業員数は2名増えているとなっているけれど、昨日の答弁では1人増えたとなっている。その点は。答弁と違うんだけど。その点2点。

○佐藤財政課長 ウララリハビリから先に。こちらは計画が出ておまして、そちらで11名から13名に。2名増えたという風に担当の方から確認しております。が、ちょっと確認いたします。現状は11名で、拡充によりまして看護師が1名、非常勤看護師1名増員になったと。補正予算の時はそういう説明があったということで、ちょっと確認させてください。

○久松委員 1名増員はどこでの話しよ。

○海老原委員 昨日、文教厚生委員会の中で1名増員という答弁だったんだけど。

○吉田(博)委員 財政課長、聞いていないから。ちょっと聞いて来いよ。私は聞いてないよと言って。

○島岡委員長 それの確認をしてもらえますか。

○海老原委員 整合性が取れていないので。それは今じゃなくてもいいんだけど。もう1点のさっきの。内訳。なぜ出せないの。

○佐藤財政課長 人数は第1、第2、第3段階の人数を口頭で申し上げて欲しいということですか。

○海老原委員 これ、文教厚生の同じ資料を出してもらえばいいんだよ。

○佐藤財政課長 申し訳ありません。ちなみに第1段階は7、123名。第2段階が2、488名。第3段階が2、206名というのが内訳でございますが、資料は付けてございません。すいません。

○島岡委員長 そうすると資料の方は、どのタイミングで。

○佐藤財政課長 終わるまでに。

○島岡委員長 海老原委員よろしいですか。

○海老原委員 はい。

○久松委員 17款の5節の多子世帯の保育料軽減ね。これは施行はいつなんですか。

○佐藤財政課長 こちらは4月分から施行になっております。4月からです。

○久松委員 遡って。

○佐藤財政課長 こちらは遡って4月分から、いただいた保育料は返還するというような形で。

○久松委員 もう1点。未婚のひとり親の臨時・特別給付金。これは臨時という風に書いてあるとおり、今回きり。

○佐藤財政課長 現在の予定では今回きりということですよ。これは消費税増というよう

なことがあるんですけど、所得税の寡婦控除というのがありまして、寡婦控除は未婚の方は、寡婦控除が該当にならないんですけど、該当にするかという。税制改革大綱という中で揉んだ訳でございますけれど、今回見送りになったんですね。その寡婦控除の1人分がちょうど1万7,500円。35万円の5パーセントということで1万7,500円なんで、その代わりに今回は1万7,500円の補助をするということで、将来的には寡婦控除が受けられるように、来年から改正になれば、これは廃止になるというものだと思います。

○久松委員 わかりました。

○島岡委員長 そうしますと、ただ今の件、11人から12人になるのか、13人になるのかかわかならぬのと、1段階からの添付をお願いするということがよろしいですか。

○佐藤財政課長 はい。

○島岡委員長 それでは。

○篠塚委員 すいません。先ほどの県支出金のウララの件なんですけど、これは車の購入に対する半額補助という。数字的にはそういうことですか。

○佐藤財政課長 120万という車を購入するということに対して、県が半分。市が4分の1。

○篠塚委員 従業員数が増えたから車を購入するという意味なのかな。

○佐藤財政課長 従業員数が増えた分ということではなく。従業員数を増やしたり開設したという。拡充をしたということが何かしら車を購入するとか、機器とか。そういうものが増えてますけれど。そういうものを拡充した場合には補助しますよ。拡充していない11人が11人だったり、現状のままの所がもし車を買っても対象とならない。

○篠塚委員 11が12とか13とか。数字だと誤解を招くようなことになるので、そこははっきりとしといていただかないと資料としては歳入と歳出と説明が違って困ると思うのでしっかりしていただかないと思います。

○佐藤財政課長 はい。

○久松委員 訪問看護事業所は何箇所くらいありますか。

○佐藤財政課長 ちょっと。

○久松委員 わからなければいいです。あとで確認します。

○島岡委員長 その他何かございませんか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 なければ、歳出について、第8款消防費の説明をお願いします。

○嶋田消防総務課長 7ページ、8ページでご説明いたします。本件は、土浦市消防団に5年以上在籍した消防団員に支給する消防団退職報償金にかかる補正でございます。この消防団退職報償金と申しますものは、消防団員として5年以上勤務したのちに、退職時に永年のご苦勞に報いるため、勤務年数と階級に応じて支給するものでございます。

1. 補正理由ですが、本年度当初予算は、平成31年1月現在の退団確定者数36名にて算定をいたしました。平成31年3月末に追加で本部員1名ほか5名が退団し、総員で42名の退団となったため、消防団退職報償金にかかる歳出の補正を行うものでご

ございます。2. 補正額でございますが、2目非常備消防費、補正前当初予算1,237万7,000円に対し、補正後は1,392万7,000円となり、155万円の補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 なにかご質問がございますか。

○久松委員 退団数はわかったんだけど、この年の入団人員は。

○嶋田消防総務課長 平成31年ですと17名入団しております。

○久松委員 減っちゃったんだ。

○嶋田消防総務課長 緩やかに減っております。

○島岡委員長 その他何かございせんか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは、採決なんです。先ほどの件。

○篠塚委員 すいません。採決の前に、先ほど言った説明が無いので、それから採決していただけますか。

○島岡委員長 はい。先ほどの件を提示していただきまして、採決の方を少し遅らせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「それしかないだろう」という声あり。)

○島岡委員長 それでは、佐藤財政課長よろしいですか。

○佐藤財政課長 はい。今資料が届きましたので説明します。ウララ訪問看護の人数の拡充の件なんですけれども、増えた人数はやはり2名だそうです。文教厚生委員会で説明したのは、軽自動車を使うのは正看と非常勤1名ずつ増えたということで。常勤の看護師1名が使うということでの1名という説明をしたということです。その間が抜けているんですけども。

○島岡委員長 民生費補助金に対しての2名というのは間違いのないということ。

○佐藤財政課長 2名は2名です。

○島岡委員長 よろしいですか。

○佐藤財政課長 資料は今用意しています。

○島岡委員長 資料の添付を待って採決でよろしいですか。

○吉田(博)委員 今やってもいいよ。

○柴原委員 今やってもいいよ。

○吉田(博)委員 佐藤財政課長がそうやって言うんだから、それでいいよ。

○島岡委員長 海老原委員よろしいですか。

○海老原委員 金額うんぬんではないので。

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第77号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第3回)～歳入全部、歳出中第8款(消防費)は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第77号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第3回)～歳入全部、歳出中第8款(消防費)については、原案どおり決し

ました。

以上で、当総務市民委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。次に、報告事項、高度処理型浄化槽設置補助制度の変更について執行部より報告願います。

○**五来環境衛生課長** 高度処理型浄化槽設置補助制度の変更についてご説明させていただきます。9ページをお開き願います。1番、背景でございますが、汚水処理未普及人口解消の観点から、雑排水をそのまま流す人を減らすと云うことですが、単独処理浄化槽や汲み取りから、合併処理浄化槽への転換を重点化するため、環境省及び県の補助要項が4月1日に改正となりましたことから、本市の浄化槽補助制度につきましても同様に4月1日に遡及して変更するものでございます。県からの通知が5月末にございましたことから本日ご報告させていただくものでございます。2番、制度の変更点でございますが、増えるものと減るものがございます。まず、①は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、単独転換を行う際に、台所やお風呂から出る生活雑排水を浄化槽に流入させるための宅内の配管工事の費用、上限30万円を新たに補助対象とするものです。そして、②新築家屋の浄化槽設置及び浄化槽交換の取扱いとして、合併処理浄化槽から再度、合併処理浄化槽に交換する場合など、昨年度までは補助対象でございましたが、汚水処理未普及解消につながらないことから補助対象外となりました。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

○**吉田(博)委員** これは補助金の要項だから基本的に議案ではなくて報告の案件でいいんだっけか。これは。

○**五来環境衛生課長** こちら要項ですので、執行部の手続きでできるものでございますが、金額が変わりましたことから、ご周知させていただきたく思いまして、ご報告させていただきました。

○**久松委員** 交換の場合、補助対象外としたということなんだけれど、要するにこれは交換だから普及の数が増えないので、ポイントが増えないから補助しませんよと。そういうことなんですか。

○**五来環境衛生課長** 合併浄化槽から合併浄化槽への交換。これについては、旧型の合併浄化槽から窒素・リンを取る新型に変えるものは若干の効果はあるんですけども、やはり単独から合併。単独はそのまま流してますので、それは非常に水質浄化に効果がある。合併から合併はほとんど効果がない。国としてはその分の予算を合併にする方に回して。3番の補助対象項目にもありますが、単独から合併にする時には転換有の金額。高い金額になりますが、裏面でございます単独処理浄化槽の撤去に要する費用。9万円。更に今回の宅内配管30万円。これの3つが対象で謳っているということになっております。

○**島岡委員長** その他何かございせんか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** その他、執行部から何かございますか。

○**岩松警防救急課長** 私の方からは、ご報告とお知らせということでございます。今月

1 1 日。一昨日なんですけど茨城県消防学校で行われました茨城県消防救助技術競技大会。土浦市からは3種目5チームが参加いたしました。お手元の資料をご覧くださいければと思います。その中の1チーム。障害突破の部で準優勝し関東大会の切符を得ました。私もこの競技を経験し9度ほど関東大会に行って救助に育てられた1人で、これから選手も関東大会に向けて暑い中訓練を行いますので、ぜひこの機会に委員の皆さまにも日頃の選手の訓練姿を見ていただき、消防へのご理解、ご協力をいただければ幸いです。訓練は田中町の消防本庁舎で行います。訓練は6月15日から7月3日までの間、午前中実施しております。なお、20日の日と雨の日は行っていないのでご了承願います。関東大会の方なんですけど、7月5日長野県長野市で開催される運びとなっております。以上です。

○**島岡委員長** その他、執行部から何かございますか。

○**佐藤財政課長** 先ほど、久松委員から訪問看護事業所は何箇所あるかということで、6月1日現在で18事業所ということです。それから、海老原委員からありました資料をお配りさせていただきます。先ほど申し上げたとおりの国、県の第1段階、第2段階、第3段階の軽減額と人数。当初予算との比較につきまして内訳をお配りさせていただきましたので、よろしく願います。

○**島岡委員長** その他、執行部から何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 委員の皆さんから何かございますか。

○**吉田(博)委員** 管財課長。今すぐどうのこうのじゃないんだけど。この前個人的にお話した役所の中に配達に来るお弁当屋さんから私の方に配達行くんだけども、駐車場だよな。駐車料金を取られるんだけどもというお話を伺ったんだけども。現状的にどういふものか私も把握していないから。9月議会までにアンケートを業者側から取って欲しいのよ。内容的には1週間に何回くらい役所に配達に来ますか。1回の配達でどのくらい、何人分くらい頼まれますかとか。配達に来て、配達して、駐車場から帰るまでの所要時間は大体どのくらいかかるとかさ。今現在駐車料金を取っていますけれども、どうですか。そういったちょっとアンケートを取っていただいて。いくつか業者があるんだろうから、その業者の中で平均的にどのくらい役所の中にお弁当配達に来ているのかなというのも把握出来るし、それがないと駐車料金をただにしろとかなんかなんかと言ってもあれだから。そういうアンケートを取って欲しいんだ。願います。

○**島岡委員長** 委員の皆さんから何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 以上で、当総務市民委員会に付託された全ての案件の審査は終了しました。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

(執行部退室)

○**島岡委員長** それでは、日程に沿いましてその他、各種委員会等委員の選出につきまして、ご協議をお願いいたします。

土浦市環境審議会委員、1名を選出願います。皆さまいかがしますか。

- 吉田（博）委員 この前決めたんじゃないか。
- 寺嶋議会事務局 任期が切れてしまったので、改めて決めてください。
- 吉田（博）委員 それを早く言ってくれよ。
- 寺嶋議会事務局 すいません。
- 島岡委員長 どうしますか。前任者は、篠塚委員がなっています。
- 篠塚委員 代わらなくていいよ。
- 島岡委員長 そのまま再任ということで、篠塚委員よろしくお願いします。
- 次に、土浦市地域医療運営協議会委員，1名を選出願います。皆さまいかがですか。
- 吉田（博）委員 それもそのままでもいいよ。
- 島岡委員長 前任者は、海老原委員がなっています。そのまま再任ということで、海老原委員よろしくお願いします。
- 島岡委員長 次に、新規で土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員，1名を選出願います。皆さまいかがですか。
- 吉田（博）委員 これは難しいな。
- 吉田（千）委員 誰もいなければ私がいいですか。
- （「いいよ」という声あり。）
- 島岡委員長 それでは吉田（千）議員ということで、よろしくお願いします。その他、委員から何かございますか。
- （「なし」という声あり。）
- 島岡委員長 以上で、総務市民委員会を閉会いたします。